

「第 49 回 コーデックス連絡協議会」の概要について

厚生労働省と農林水産省は、平成24年6月19日（火曜日）に、「第49回 コーデックス連絡協議会」を霞ヶ関中央合同庁舎4号館 共用会議室1219～1221号室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は、本年2月から5月までに開催された8部会の報告と、本年7月から9月までに開催される総会及び1部会の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 6 回 家畜の飼養に関する特別部会（TFAF）

- ・ 議題 4 「リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案」について、飼料のリスク評価は、飼料中のハザード（危害要因）が動物に移行し、それが最終的に食品に残留することを考慮して行われるのかについて質問がありました。このことについて、飼料中のハザードの暴露評価は、①動物への暴露と、②動物の体内での食用部分への移行の2つのステップを考慮することが当ガイドライン案の中で明確に規定されている旨説明しました。

(2) 第 33 回 分析・サンプリング法部会（CCMAS）

- ・ 議題 3 「国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則」の今後の進め方において、電子システムの引き継ぎに問題があるため我が国が議長となって当作業を引き継ぐことはできないとした理由について質問がありました。このことについて、CCMAS では他部会より先行して web 掲示版を用いて同時に議論できるシステムを用いているが、当システムを我が国の政府機関のサーバーで管理できるかどうかは、情報セキュリティー等の面の課題を検討・解決する必要がある旨説明しました。
- ・ 同議題 3 において、「Producers' Risk」を「間違っって基準に適合しないと判

断する可能性」、「Consumers' Risk」を「間違っただけ基準に適合すると判断する可能性」と定義していることについて質問がありました。このことについて、これら用語は統計学の分野の専門用語であり、それを用いることが明確になるよう、記載に当たって頭文字を大文字にすることなどが決められた旨説明しました。

- ・ 同議題 3 において、「加工用途向け食品 (foods intended for further processing)」が議論された背景について質問がありました。このことについて、農産物は、輸出段階ではそれが食品、飼料又は工業用原料として利用されるかわからない場合があるため、加工用途向け食品であっても今回作成する原則が適用されるのかどうかを明確にしておく必要があるとの観点から議論された旨説明しました。また、当原則に飼料を対象範囲にすることについて、賛成の意見がありました。
- ・ 議題 6 「分析法に関する国際機関間会合 (IAM) の報告」に関して、IAM の活動が当部会で報告され、当部会直前に IAM/MoniQA ワークショップが開催されている背景について質問がありました。このことについて、IAM は ISO (国際標準化機構) や AOAC インターナショナルなど分析・サンプリングに関する非政府機関間の会合であり、CCMAS の役割としてこれらの機関との調整も含まれている旨説明しました。また、MoniQA は、EU が出資している組織であること、当該ワークショップで議論されたことが CCMAS の議論を方向付ける場合があることを説明しました。

(3) 第 44 回 食品添加物部会 (CCFA)

- ・ 議題 5 「食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)」に関して、抗生物質であるナイシンについては、JECFA による詳細な再評価及び EU における使用実態などを精査して最大濃度を検討する必要がある旨意見がありました。このことについて、JECFA が既存のデータで ADI (一日摂取許容量) の表記を「unit/kg bw」から「mg nisin/kg bw」に変換できなかった場合、安全性の再評価を行うことになっており、再評価をするかどうかは JECFA が判断するものであること、ナイシンについては我が国でも食品安全委員会においてリスク評価しており、我が国から JECFA に必要なデータ等を提供する予定である旨説明しました。
- ・ 同議題 5 に関して、人工甘味料のアセスルファム塩に関して問題点や環境への影響等について懸念が示されました。このことについて、厚生労働省は甘味料についてマーケットバスケット調査を実施しており、1 日当たりの甘味料の推計摂取量が ADI の範囲内であることを確認している旨説明しました。
- ・ 同議題 5 の注釈 161 (食品添加物の使用については、特に GSFA の前文第 3.2

項（添加物使用の正当性）との合致を目指した輸入国の規制が適用される）の使用に関して、日本が廃止を求めたことについて反対意見がありました。また、当議論が中断されることについてどのような影響があるのか質問がありました。このことについて、注釈 161 の使用は不透明であること、また、注釈 161 は主に甘味料及び着色料に規定されており、当議論の中断により、これらの添加物条項について議論できない状況にあるため、注釈 161 の取扱いに関して早急な解決が必要と考えている旨説明しました。

- ・同議題 5 のアルミニウムを含む食品添加物条項に関して、第 74 回 JECFA (2011 年) においてアルミニウムの PTWI（暫定週間耐容摂取量）が 1 mg/kg 体重/週から 2 mg/kg 体重/週に引き上げられたことについて、CCFA における議論の変化及び日本のリスク管理への影響について質問がありました。このことについて、JECFA の評価結果の変更について今回は議論されなかったものの、アルミニウムの摂取量は低減していく方向で検討が進められており、今後電子作業部会において、使用実態、代替品に関する情報を収集していく旨説明しました。
- ・同議題 5 の全般に関して、コーデックスにおいて食品添加物の使用について、GMP（適正製造規範）から個別食品ごとに最大濃度を設定する方向にある中で、我が国でも優先順位を付けて食品添加物のリスク評価及び規格基準の設定を進めていく必要がある旨指摘がありました。
- ・スクラロースの不純物について安全性を懸念している旨指摘がありました。このことについて、ご指摘の不純物が何かにもよるが、食品衛生法に基づく食品添加物の規格基準で、純度及び不純物等について規定しており、安全性は担保されていると考えている旨説明しました。

(4) 第 6 回 汚染物質部会（CCCCF）

- ・当部会に関しては、日本が 3 つの電子作業部会の共同議長国を担うなど積極的に貢献していることについて評価する旨発言がありました。
- ・議題 3(b)「その他の国際機関（IAEA）からの関心事項」に関して、日本は本年 4 月から放射性物質について諸外国よりも安全サイドに立った基準値を設定しているにも関わらず、日本からの輸出品が拒まれるなどの事例があり、国際社会においてより一層の理解を求める取組が必要である旨指摘がありました。このことについて、諸外国からの理解が得られるよう機会があるごとに日本の現状と取組を説明しており、今後も鋭意努力する旨説明しました。また、国内でモニタリングが続いていることも踏まえて対応して欲しいとの要望がありました。
- ・議題 5「コメ中のヒ素の最大基準値原案」に関して、日本にとって適正農業

規範に基づいた低減対策を行った上で合理的に達成可能な基準値が設定されるよう要望がありました。

- ・議題 11「その他の事項及び今後の作業」のメチル水銀に関して、専門家会合の報告書の内容、今後のスケジュール及び各国で魚類の摂取量が異なる中で、曝露評価のあり方について質問がありました。このことについて、専門家会合の報告書は、魚食の栄養学的な利益やメチル水銀等の汚染物質によるリスク等、魚類の摂取を総合的に考慮した内容になっていること、現時点では討議文書の作成であり、スケジュールを含む新規作業の必要性については次回会合で議論されること、各国で魚類の摂取量が異なることは当然考慮される旨説明しました。

(5) 第 27 回 一般原則部会 (CCGP)

- ・議題 3「ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案」に関して、ラクトパミンについて前回は非公式会合でも解決できなかったことから、新たに「議論が促進された会合」(facilitated discussion group) を設けて議論しても解決は困難ではないかとの指摘がありました。このことについて、コンセンサスが得られるよう議論することに意味があるとの意見もあり、また、新たな会合では、前非公式会合とは異なり、コーデックスのルールを熟知したコーデックス副議長がファシリテーターとして議論をリードするなどの改善が図られている旨説明しました。

(6) 第 44 回 残留農薬部会 (CCPR)

- ・議題 9「Minor Crops 及び Specialty Crops に係るコーデックス MRL 策定の促進のためのガイダンスに関する討議文書」に関して、マイナー作物のクライテリアが整理されつつあることについて評価する旨発言がありました。
- ・議題 12(a)「CCPR に対する科学的助言の提供に関する JMPR のリソース問題についての討議文書」に関して、JMPR が深刻な資金不足である状況について日本の貢献について質問がありました。このことについて、各政府代表団が自国政府に対して資金提供や専門家の提供により JMPR の活動を支援するよう伝えていくことが提起された旨説明しました。
- ・議題 5(a)「JMPR における一般的検討事項の報告」に関して、浸透性のネオニコチノイド系農薬の安全性評価について質問がありました。このことについて、今回会合で JMPR からネオニコチノイド系農薬の評価に関する報告はなかったこと、また、一般的に浸透性農薬であっても他の農薬と同様に、作物残留試験データを基に残留濃度が推定される旨説明しました。

(7) 第 20 回 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)

- ・議題 5「CCRVDF の付託事項 (TOR) の訂正案」に関して、TOR を修正しなければ、MRL (最大残留基準値) 設定以外のリスク管理措置が作成できないか質問がありました。このことについて、現行の TOR では MRL 設定以外のリスク管理措置は作成できず、修正案の記述でもって作業が可能になる旨説明しました。

(8) 第 40 回 食品表示部会 (CCFL)

- ・議題 4(c)「義務的栄養表示の要件」に関して、国際的な議論の状況を日本国内で説明し議論していく必要性について指摘がありました。
- ・議題 4(b)「栄養表示のガイドラインに追加する栄養参照量 (NRV) の定義案」に関して、我が国での定義との整合性について質問がありました。このことについて、今回定義された NRV は「科学的データに基づく数値」と定義されている一方、我が国では食事摂取基準の策定値に基づき、性・年齢階級ごとの人口等を加重平均して策定しており、次回食事摂取基準が策定される際、今回のコーデックスの定義との整合性についてもあわせて確認していく旨説明しました。また、今後、我が国において NRV にあたる栄養素等表示基準値を検討するに当たり、対象者の年齢構成 (我が国 : 6 歳以上、コーデックスの定義 : 3 歳以上) 等現在の制度と条件が異なるものもあるため、あわせて精査する旨説明がありました。
- ・議題 4(a) (2)「糖類及び食塩の不添加強調表示」に関して、我が国での定義の整合性について質問がありました。このことについて、我が国では栄養表示基準において「食塩無添加」表示ルールが定められており、食塩という形態に限らずナトリウムも対象範囲としており、ほぼ整合性が図られている旨説明しました。また、糖類に関しては、我が国の栄養表示基準において「砂糖不使用」のルールが定められているが、ショ糖に限定したものになっているため、その他の糖類を使用する場合は乖離が生じる状況となっている旨説明しました。
- ・議題 7(1)「日付表示の規定」に関して、議論の背景について質問がありました。このことについて、もともと冷凍での流通を意図していない食品が冷凍されて流通する場合があるため、日付表示の規定に関する新たなルール作りの必要性について問題提起された旨説明しました。更に、我が国でも保存温度を変えて販売される場合がある (例 : 流通時は冷凍、販売時はチルドなど。) ため、日付表示の新たなルールの必要性について指摘がありました。

(9) 第 35 回 総会 (CAC)

- ・ 仮議題 9「部会及び特別部会から総会に付託された事項」の JECFA による評価を必要とする優先リストに動物用医薬品を含める手続及びガイダンスに関して、議論になっているジルパテロール塩酸塩については、我が国でも食品安全委員会でリスク評価中であり、JECFA でも安全性を評価していく必要性について指摘がありました。このことについて、我が国は JECFA で評価することについて反対はしておらず、各国の意見を聞きながら、コンセンサスが得られるよう議論をすべきとの立場で臨んでいる旨説明しました。
- ・ 仮議題 4「総会でステップ 8 で保留されている規格及び関連文書案」のラクトパミンの最大残留基準値 (MRL) 案に関して、我が国では食品衛生法に基づき基準値が設定されているにも関わらず、投票による採択に反対した理由について日本の立場がわかりづらい旨意見がありました。このことについて、コーデックスではコンセンサスを得るための努力を最大限行うこととされており、投票による採択は適切ではないことから反対した旨説明しました。

— お問い合わせ先 —

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 企画情報課 国際食品室
担当：横田、石亀（電話：03-5253-1111 内線 2408）

農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課
担当：近藤、湯地（電話：03-3502-8111 内線 4471）